

議案第92号

川崎市市民館条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市市民館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年6月1日提出

川崎市長 福田紀彦

川崎市市民館条例の一部を改正する条例

川崎市市民館条例（昭和47年川崎市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第1項中「川崎市幸市民館、川崎市宮前市民館、川崎市幸市民館日吉分館及び川崎市宮前市民館菅生分館」を「川崎市宮前市民館及び川崎市宮前市民館菅生分館」に改める。

別表第1の1施設使用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 施設使用料

種 別			金 額			
			午 前	午 後	夜 間	全 日
			9時～ 11時30分	0時30分～ 4時30分	5時30分～ 9時	9時～9時
ホ ー ル	大ホール	宮前	7,390円	9,850円	17,020円	34,260円
種 別			9時～12時	1時～5時	5時30分～ 9時	9時～9時
	大会議室	宮前	3,920円	5,480円	7,050円	16,450円

会議室	第1会議室	宮前	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	第2会議室	宮前	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	第3会議室	宮前	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	第4会議室	宮前	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
	集会室	菅生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
教養室	和室	宮前	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
		菅生	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	料理室	宮前	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
	実習室	宮前	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	視聴覚室	宮前	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
	学習室	菅生	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
体育室	宮前	330円	560円	1,120円	2,010円	

別表第2の1施設利用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 施設利用料

種 別			金 額			
			午 前	午 後	夜 間	全 日
			9時～ 11時30分	0時30分～ 4時30分	5時30分～ 9時	9時～9時
ホ ー ル	大ホール	幸 高津 多摩 麻生	7,390円	9,850円	17,020円	34,260円
		中原	4,140円	6,160円	10,190円	20,490円
	リハーサル 室	幸 高津	560円	1,230円	1,680円	3,470円
		多摩	1,120円	2,460円	3,360円	6,940円
種 別			9時～12時	1時～5時	5時30分～ 9時	9時～9時

会議室	大会議室	幸 高津 多摩 麻生	3,920円	5,480円	7,050円	16,450円
	第1会議室	幸	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
		中原 高津	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
		多摩 麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	第2会議室	幸 中原 高津 麻生	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
		多摩	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	第3会議室	幸 中原 麻生	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
		高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
		多摩	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	第4会議室	幸 中原 多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
		高津 麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	第5会議室	中原 多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
		高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	第6会議室	中原 高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
多摩		1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	
集会室	岡上	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	
音楽室	幸 中原	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円	

教養室	第1音楽室	高津	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
	第2音楽室	高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	和室	幸 中原 高津 多摩 麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
		日吉 橘	670円	780円	1,120円	2,570円
	料理室	幸 中原 高津 多摩 麻生	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
	実習室	幸 中原 高津 多摩 麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
		日吉 橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	視聴覚室	中原 高津 多摩 麻生	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
	学習室	岡上	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	第1学習室	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
		日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円
		橘	670円	780円	1,120円	2,570円
	第2学習室	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
		日吉 橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円

第3学習室	日吉	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円
第4学習室	日吉 橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円
茶華道室	岡上	890円	1,000円	1,340円	3,230円
体育室	幸 多摩	330円	560円	1,120円	2,010円
	中原 高津 麻生	440円	780円	1,340円	2,560円
	岡上	220円	330円	670円	1,220円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 川崎市幸市民館及び川崎市幸市民館日吉分館に係る指定管理者の指定等に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に効力を有する教育委員会の行った使用許可その他の行為で、この条例の施行の日において改正後の条例の規定により当該行為に相当する行為を行うべきものが改正後の条例第4条の2第1項に規定する指定管理者となるものは、同日以後においては、当該指定管理者の行った利用許可その他の行為とみなす。

参考資料

制 定 要 旨

幸市民館及び幸市民館日吉分館の管理を指定管理者に行わせることとし、並びに利用料金制を導入するため、この条例を制定するものである。